



環球

# 中国法速報(No.51)

2022年4月15日発行

法令ニュース

2022年3~4月重要法令解説

コラム

弁護士が見る 時代と歩む中国法——「3・15 晚会」と消費者保護



[www.glo.com.cn](http://www.glo.com.cn)

編集・発行: 環球法律事務所 (GLOBAL LAW OFFICE)

日本業務チーム

[www.glo.com.cn](http://www.glo.com.cn)

北京  
〒100025  
北京市朝陽区建国路81号  
華貿中心1号写字楼15階  
&20階  
Tel: (86 10) 6584 6688  
Fax: (86 10) 6584 6666

上海  
〒200031  
上海市淮海中路999号  
環貿廣場併公樓一期35階&36階  
Tel: (86 21) 2310 8288  
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン  
〒518052  
深セン市南山区深南大道9668号  
華潤置地大廈B座27階  
Tel: (86 755) 8388 5988  
Fax: (86 755) 8388 5987

成都  
〒610041  
成都市高新区天府大道北段966号  
天府國際金融中心11号楼37階  
Tel: (86 28) 8605 9898  
Fax: (86 28) 8313 5533

➤ 2022年3月~4月重要法令解説目次

No.	日本語	中国語	公布機関	公布日	施行日	ページ
1	<a href="#">自動車安全サンドボックス監督管理制度の試行に関する通告</a>	关于试行汽车安全沙盒监管制度的通告	市場監督管理總局、工業情報化部、交通運輸部、应急管理總部、稅關總署	2月25日 (4月1日公開)	2月25日	3
2	<a href="#">医療器械生産監督管理弁法</a>	医疗器械生产监督管理办法	市場監督管理總局	3月10日	5月1日	3
3	<a href="#">医療機器經營監督管理弁法</a>	医疗器械经营监督管理办法	市場監督管理總局	3月10日	5月1日	4
4	<a href="#">市場参入ネガティブリスト(2022年版)</a>	市场准入负面清单(2022年版)	国家發展改革委員會、商務部	3月12日	3月12日	5
5	<a href="#">未成年者ネットワーク保護條例(意見募集稿)</a>	未成年人网络保护条例(征求意见稿)	国家インターネット情報弁公室	3月14日	—	5
6	<a href="#">「中華人民共和國不正競争防止法」に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈</a>	最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释	最高人民法院	3月16日	3月20日	6
7	<a href="#">人類遺傳資源管理條例實施細則(意見募集稿)</a>	人类遗传资源管理条例实施细则(征求意见稿)	科學技術部	3月21日	—	7
8	<a href="#">医療機器臨床試験品質管理規範</a>	医疗器械临床试验质量管理规范	国家藥品監督管理局、国家衛生健康委員會	3月24日	5月1日	7
9	<a href="#">インターネットライブ配信による営利行為の更なる規範化、業界の健全な発展の促進に関する意見</a>	关于进一步规范网络直播营利行为促进行业健康发展的意见	国家インターネット情報弁公室、国家稅務總局、国家市場監督管理總局	3月25日	3月25日	8
10	<a href="#">北京市知的財産權保護條例</a>	北京市知识产权保护条例	北京市人民代表大會常務委員會	3月31日	7月1日	9

11	<a href="#">中国（北京）自由貿易試験区条例</a>	中国（北京）自由貿易試験区条例	北京市人民代表大會常務委員會	3月31日	5月1日	9
12	<a href="#">『『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈』の改正に関する最高人民法院の決定</a>	最高人民法院关于修改《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉的解释》的决定	最高人民法院	4月1日	4月10日	10

➤ 2022年3月~4月重要法令解説

1. 自動車安全サンドボックス監督管理制度の試行に関する通告(中国語:关于试行汽车安全沙盒监管制度的通告)

市場監督管理總局、工業情報化部、交通運輸部、应急管理部門、税関總署 2022年2月25日公布・施行(2022年4月1日公開)

公示サイト: [https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zlfzj/202204/t20220401\\_341014.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zlfzj/202204/t20220401_341014.html)

2022年2月25日、市場監督管理總局、工業和信息化部、交通運輸部、应急管理部門、海關總署聯合發布了《關於試行汽車安全沙盒監管制度的通告》。

汽車安全沙盒監管是在後市場階段針對車輛應用的前沿技術進行深度安全測試的機制，主要目的是引導企業查找問題、改進設計、降低風險。監管在部分車型、部分地區試行開展。監管的對象是在車輛中使用的前沿技術（環境感知、智能決策、協同控制等）或新功能新模式（實現各級別自動駕駛、遠程升級等）。汽車整車、零部件、互聯網科技、數據服務、網絡運營、軟件與系統供應等領域的相關企業可以申請進入沙盒監管。市場監督管理總局對企業的申請進行評估，企業通過評估後開展車輛測試，並向市場監督管理總局提交報告。企業達到預期的目標時，自動退出沙盒監管（沙盒監管週期內，企業提出退出申請的，需提交情況說明）。

2022年2月25日、市場監督管理總局、工業情報化部、交通運輸部、应急管理部門、税関總署は連名にて「自動車安全サンドボックス監督管理制度の試行に関する通告」を公布した。主な内容は以下のとおり。

自動車安全サンドボックス監督管理とは、アフターマーケットの段階において、車載アプリケーションの先端技術に対し、企業による問題の発見、設計の見直し、リスク軽減を導くことを主な目的とした安全テストを行う制度で、一部の車種、一部の地域で試行的に実施される。車両に用いる先端技術（走行環境認識、AI判断、協調制御等）又は新機能・新モデル（各レベルの自動運転、遠隔アップグレード等）に対し監督管理が行われる。完成車、自動車部品、インターネットテクノロジー、データサービス、ネットワーク運営、ソフトウェア・システム提供等の関連分野の企業は、サンドボックス監督管理適用の対象として申請することができる。市場監督管理總局は、その申請に対し評価を行う。評価に合格した関連企業は、車両のテストを行い、報告書を市場監督管理總局に提出する。予期した目標に達成した時点で自動的にサンドボックス監督管理の対象から外れる（途中で自主退出する場合は理由書の提出が必要）。

2. 醫療器械生產監督管理弁法(中国語:医疗器械生产监督管理办法)

市場監督管理總局 2022年3月10日公布 2022年5月1日施行

公示サイト: [https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202203/t20220322\\_340674.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202203/t20220322_340674.html)

市場監督管理總局于2022年3月10日公布了《醫療器械生產監督管理辦法》，自2022年5月1日開始施行。在現有的醫療器械生產許可和備案、監督檢查、責任約談等監管方式方法的基礎上，從下述方面進一步豐富完善監管手段。

(一) 規定了四種報告義務。年度報告、生產產品品種報告、生產條件變化報告和重新生產報告。

- (二) 監督管理形式多样化。明确监督检查、重点检查、跟踪检查、有因检查（对具体问题或举报开展的针对性检查）和专项检查等多种监督检查形式。
- (三) 细化明确信息公开和责任约谈制度。
- (四) 提高在线政务服务水平以及推进监督管理信息共享。

此外，通过采取紧急控制措施、加大违法行为处罚力度、建立信用档案、实施失信惩戒的方式加强了风险控制和违法行为的惩戒。

2022年3月10日、市場監督管理總局より「医療機械生産監督管理弁法」が公布された。2022年5月1日から施行する。現行の医療器械生産許可及び届出、監督検査、行政指導責任等の監督管理方法を土台として、以下の面で、さらなる監督管理手段の拡充を推進していく。

- (1) 4種類の報告の義務付け。年度報告、生産製品品種報告、生産条件変化報告及び生産休止後の再稼働報告。
- (2) 監督管理形式の多様化。監督検査、重点検査、追跡検査、有因検査(具体的な問題又は通報に対し行われる検査)、特別検査等。
- (3) 情報公開についての明確化、行政指導責任制度の細分化。
- (4) オンライン政务服务サービスのレベル向上、監督管理における情報共有化の推進。

このほか、緊急制御措置の発動、違法行為に対する厳罰化、信用檔案の作成、信用失墜懲戒制度の実施により、リスク及び違法行為を抑制していくことを定めている。

### 3. 医療機器經營監督管理弁法(中国語: 医疗器械经营监督管理办法)

市場監督管理總局 2022年3月10日公布 2022年5月1日施行

公示サイト: [https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202203/t20220322\\_340682.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202203/t20220322_340682.html)

市場監督管理總局于2022年3月10日公布了《医疗器械经营监督管理办法》，自2022年5月1日开始施行。

《办法》要求企业建立覆盖采购、验收、贮存、销售、运输、售后服务等全过程的质量管理制度和质量控制措施，并做好相关记录。要求企业严格控制采购和销售环节的资质审核、建立产品追溯制度、执行UDI（医疗器械唯一标识）制度、要求对温度、湿度等环境条件有特殊要求的，应当采取相应措施等，要求企业加强从采购到售后服务的经营全过程的质量管理。

《办法》规定药品监督管理部门通过实施分类分级管理、制定年度检查计划、进行延伸检查、定期开展风险会商研判、建设信用档案的方式强化监管。

2022年3月10日、市場監督管理總局より「医療機器經營監督管理弁法」が公布された。2022年5月1日から施行する。主な内容は以下のとおり。

医療機器經營企業は、仕入れ、検収、保管、販売、輸送、アフターサービス等の全過程をカバーする品質管理制度及び措置を創設し、関連記録を作成しなければならない。また、仕入れ及び販売において取引先の許認可等を確認すること、製品トレーサビリティ制度を確立すること、UDI(機器固有識別子)表示制度を実施すること、温湿度管理等の特別な取扱を要する医療機器については相応の措置を講じること等、企業に対し、仕入れからアフターサービスまでトータルな品質管理の責任を果たすよう求めている。

医薬品・医療機器等の監督管理機關は、分類・等級付け管理の実施、年度検査計画の制定、延伸検査(立入検査等)の実施、定期的なリスク管理検討会の開催、信用檔案の作成等により、監督管理

を強化する。

#### 4. 市場参入ネガティブリスト(2022年版)(中国語: 市场准入负面清单(2022年版))

国家发展改革委员会、商務部 2022年3月12日公布・施行

公示サイト: [https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202203/t20220325\\_1320233.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202203/t20220325_1320233.html?code=&state=123)

2022年3月12日、国家发展改革委和商务部联合发布了《市场准入负面清单(2022年版)》(以下简称“《2022年版清单》”),同日施行。清单是适用于境内外投资者的一致性管理措施。

《2022年版清单》列有禁止准入事项6项,许可准入事项111项,共计117项。相比《市场准入负面清单(2020年版)》,在禁止准入类中新增一条禁止违规开展新闻传媒相关业务,但减少了7项许可准入事项。

通知规定各地区各部门不得自行发布市场准入性质的负面清单。

2022年3月12日、国家发展改革委员会及び商務部より「市場参入ネガティブリスト(2022年版)」(以下、「2022年版リスト」という)が公布され、即日施行された。リストは、外資を含む全ての企業等に適用される。

2022年版リストでは、市場参入を禁止する項目(6項目)と市場参入を許可する項目(111項目)の計117項目が掲載されている。「市場参入ネガティブリスト(2020年版)」と比べると、禁止項目に「違法なニュース・メディア関連業務の禁止」が追加されたほか、7項目の許可項目が削減された。

また、リストの通知文によると、各地方政府や関係機関による、市場参入について定めた独自のネガティブリストを作成することを禁じている。

#### 5. 未成年者ネットワーク保護条例(意見募集稿)(中国語: 未成年人网络保护条例(征求意见稿))

国家インターネット情報弁公室 2022年3月14日公表

公示サイト: [http://www.cac.gov.cn/2022-03/14/c\\_1648865100662480.htm](http://www.cac.gov.cn/2022-03/14/c_1648865100662480.htm)

国家互联网信息办公室于2022年3月14日公布了《未成年人网络保护条例》(征求意见稿)(以下简称“《征求意见稿》”),截至2022年4月13日向社会公开征求意见。

《征求意见稿》的主要内容包括加强未成年人网络素养教育,加强网络信息内容规范,落实个人信息保护及网络沉迷防治等。对智能终端产品制造者、销售者、重要互联网平台服务提供者、学校、未成年人监护人等不同主体设置了相应的法律义务和责任。

例如:网络服务提供者对未成年人提供信息发布、即时通讯等服务时,应当要求未成年人或者其监护人提供未成年人真实身份信息;网络产品和服务提供者应当设置便利未成年人及其监护人保全遭受网络欺凌证据、行使通知权利(遭受网络欺凌的当事人请求删除相关信息等的权利)的功能、渠道;网络服务提供者应当限制未成年人在使用网络产品和服务中的单次消费数额和单日累计消费数额等。

国家インターネット情報弁公室は、2022年3月14日、「未成年者ネットワーク保護条例(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を公表し、2022年4月13日まで、パブリックコメント手続を実施した。主な内容は以下のとおり。

意見募集稿では、未成年者のネットリテラシーを高める教育を推進すること、ネット情報内容を規範

化すること、個人情報保護すること、ネット依存対策を講じること等について定めている。また、スマートデバイスの製造者、販売者、未成年ユーザー数が莫大で未成年者に強い影響力を持つインターネットプラットフォームサービスの提供者、学校、監護者等が果たすべき責務についても定めている。具体例を挙げると次のとおり。

ネットワークサービス提供者は、未成年者に対し、情報発信、メッセージ送付等のサービスを提供するにあたり、本人又はその監護者より、本人確認情報を提供してもらわなければならない。ネットワーク製品及びサービス提供者は、ネットいじめを受けた未成年者及びその監護者による証拠保全、通知権(ネット上で権利侵害を受けた当事者が情報削除等の請求を行う権利)の行使を保障しなければならない。また、ネットワークサービス提供者は、未成年者によるネットワーク製品及びサービスの1回あたり及び1日あたりの支払額の上限を設けなければならない。

## 6. 「中華人民共和国不正競争防止法」に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈(中国語:最高人民法院关于适用《中华人民共和国反不正当竞争法》若干问题的解释)

最高人民法院 2022年3月16日公布 2022年3月20日施行

公示サイト: <https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-351291.html>

2022年3月16日、最高人民法院发布了《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国反不正当竞争法〉若干问题的解释》，自2022年3月20日起施行。

《解释》对反不正当竞争法适用过程中，商业道德、混淆行为、虚假宣传等问题进行了细化规定。具体而言，主要包括：

- (一) 商业道德。特定商业领域普遍遵循和认可的行为规范，人民法院可以认定为反不正当竞争法第二条规定的“商业道德”。
- (二) 混淆行为。规定了反不正当竞争法第6条“有一定影响”的标识的定义及认定时的考虑因素。明确属于商标法第10条规定的不得作为商标使用的标志，不适用反不正当竞争法第6条的规定。规定了有一定影响的企业名称、组织名称、姓名等适用反不正当竞争法第6条第2项的规定，也包括有一定影响的个体工商户、农民专业合作社。

2022年3月16日、最高人民法院より「『中華人民共和国不正競争防止法』に関する若干の問題に関する最高人民法院の解釈」が公布され、2022年3月20日から施行した。

不正競争防止法に定める「商業道德」、「混同惹起行為」、「虚偽の宣伝」等の該当性の判断基準について詳細に定めている。主な内容は以下のとおり。

- (1) 商業道德。特定の商業分野において、普遍的に遵守され、受け入れられている行為規範について、人民法院は、不正競争防止法第2条に定める商業道德に該当するとして認定することができる。
- (2) 混同惹起行為。不正競争防止法第6条に定める「一定の影響を持つ」商品等表示の定義及びその該当性を判断する際の考慮要素について詳細に定めている。また、商標法第10条において商標として使用してならないと定める商品等表示については、不正競争防止法第6条の適用を認めないことを明文化した。企業・組織の名称、個人の氏名に関し、第6条第2項の適用を受けることができる市場主体について、一定の影響を持つ個人事業主、農民專業合作社も含まれることが明文化された。

## 7. 人類遺伝資源管理条例实施细则(意見募集稿)(中国語:人类遗传资源管理条例实施细则(征求意见稿))

科学技术部 2022年3月21日公表

公示サイト: [http://www.most.gov.cn/tztg/202203/t20220322\\_179904.html](http://www.most.gov.cn/tztg/202203/t20220322_179904.html)

2022年3月21日,科学技术部公布了《人类遗传资源管理条例实施细则》(征求意见稿),截至2022年4月21日向社会公开征求意见。主要内容如下:

- (一) 明确了人类遗传资源信息的定义;
- (二) 明确了伦理审查的依据。要求参照国家卫生健康行政部门涉及人的生命科学和医学研究伦理审查等有关规定,并规定了伦理审查豁免的情形;
- (三) 明确了对外方单位的要求。境外组织、个人及其设立或者实际控制的机构不得在我国境内采集、保藏我国人类遗传资源,不得向境外提供我国人类遗传资源。从持股比例、表决权等、协议控制、科技部认定的其他情形等四个维度对属于“实际控制”的情形进行了说明;
- (四) 明确了需要进行安全审查的情形;
- (五) 在行政处罚方面设置了听证程序,细化了监管规则。

科学技术部は、2022年3月21日、「人類遺伝資源管理条例实施细则」(意見募集稿)を公表した。2022年4月21日までの期間、意見を公募している。主な内容は以下のとおり。

- (1) ヒト遺伝資源の定義。
- (2) 倫理審査のための指針。国家衛生健康行政機関が定めるライフサイエンス及び医学研究倫理審査等に係る規定を参照して審査することが定められた。また、倫理審査の免除事由についても定めている。
- (3) ヒト遺伝資源を取扱う外国機構に対する要求。国外の組織・個人及びそれが設立した又は実質的に支配する機構は、ヒト遺伝資源を中国国内で収集・保管してはならず、国外に提供してはならない。また、「その実質的に支配する機構」について、持株比率、議決権、契約等の面から定義づけを行っている。
- (4) 安全審査を要する状況についての説明。
- (5) 行政処罰について。聴聞手続を設ける等、具体的な監督管理ルールが定められた。

## 8. 医療機器臨床試験品質管理規範(中国語:医疗器械临床试验质量管理规范)

国家藥品監督管理局、国家衛生健康委員會 2022年3月24日公布 2022年5月1日施行

公示サイト: <https://www.nmpa.gov.cn/xxgk/ggtg/qtggtg/20220331144903101.html>

2022年3月24日,国家药监局、国家卫生健康委联合发布了《医疗器械临床试验质量管理规范》(以下简称“《2022年版规范》”),自2022年5月1日起施行。主要内容如下:

- (一) 调整了整体框架,将现行版《医疗器械临床试验质量管理规范》(以下简称“《2016年版规范》”)中的临床试验前准备、受试者权益保障、试验用医疗器械管理等章节内容划归到临床试验各参与方(伦理委员会、临床试验机构、研究者、申办者等)职责章节中。
- (二) 将没有纳入《2016年版规范》适用范围的体外诊断试剂纳入《2022年版规范》管理。
- (三) 将按照《2016年版规范》,在发生严重不良事件时,研究者及申办者均应当向主管机



关进行安全性信息报告，改为只由申办者进行报告。

- (四) 要求死亡或者危及生命的报告时限为申办者获知后的 7 日内，非死亡或者非危及生命以及其他严重安全性风险报告时限为申办者获知后的 15 日内；
- (五) 删除了“医疗器械临床试验应当在两个或者两个以上医疗器械临床试验机构中进行”的要求和取消了检验报告 1 年有效期的要求。

2022 年 3 月 24 日、国家藥品監督管理局、国家衛生健康委員會は連名にて、改正「医療機器臨床試験品質管理規範」(以下、「2022 年版規範」という)を公布した。2022 年 5 月 1 日から施行する。主な改正内容は以下のとおり。

- (1) 条文の構成上、現行版の「医療機器臨床試験品質管理規範」(以下、「2016 年版規範」という)から変更が行われており、臨床試験前の準備事項、被験者の権益保障、被験機器の管理について定めた条文は、2022 年版規範では、臨床試験に携わる各当事者(倫理委員会、医療機関、研究者、臨床試験申請者等)の職責について定める章節に組み込まれた。
- (2) 2016 年版規範の適用除外とされていた体外診断用医薬品が、2022 年版規範では適用対象となった。
- (3) 重篤な有害事象が発生したときの関係主管機関への安全性情報報告は、2016 年版規範では、臨床試験申請者及び研究者いずれからも行う必要があったが、2022 年版規範では、臨床試験申請者のみが行うことで足りるようになった。
- (4) 死に至った、又は生命を脅かされた症例については、臨床試験申請者が知り得た日から 7 日以内に、関係主管機関に報告しなければならない、それ以外の、被験機器に係るその他の重篤な有害事象及びその他の重大な安全性リスク情報については、臨床試験申請者が知り得た日から 15 日以内に報告しなければならないことが定められた。
- (5) 「医療機器臨床試験は、2 か所以上の医療機器臨床試験機構において実施しなければならない」とする規定が削除された。また、臨床試験前に、臨床試験申請者が行う品質検査について、その報告書の有効期限(1 年以内)が撤廃された。

## 9. インターネットライブ配信による営利行為の更なる規範化、業界の健全な発展の促進に関する意見(中国語:关于进一步规范网络直播营利行为促进行业健康发展的意见)

国家インターネット情報弁公室、国家稅務總局、国家市場監督管理總局 2022 年 3 月 25 日公布・施行  
公示サイト: <http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5174022/content.html>

2022 年 3 月 25 日、国家互联网信息办公室、国家税务总局、国家市场监督管理总局联合发布了《关于进一步规范网络直播营利行为促进行业健康发展的意见》。

- (一) 要求网络直播平台要落实管理主体责任。加强网络直播账号注册管理和账号分级分类管理，每半年向所在地省级网信部门、主管税务机关报送存在网络直播营利行为的网络直播发布者个人身份、直播账号、网络昵称、取酬账户、收入类型及营利情况等信息；
- (二) 消费者保护。规定不得进行虚假宣传，保护消费者的知情权和选择权，要求网络直播发布者、网络直播服务机构、网络直播平台建立有效投诉及争议解决机制等方式维护商家和消费者合法权益；
- (三) 税收管理。指出要规范网络直播税收管理，要求直播平台机构依法履行代扣代缴义务。

2022年3月25日、国家インターネット情報弁公室、国家稅務總局、国家市場監督管理總局は、連名にて「インターネットライブ配信による営利行為の更なる規範化、業界の健全な発展の促進に関する意見」を公布した。主な内容は以下のとおり。

- (1) ライブ配信プラットフォームの責務。ライブ配信アカウントの登録管理及び等級付け・分類管理を強化する。ライブ配信営利行為が存在するライブ配信者についての情報(身元、アカウント、ハンドルネーム、マネタイズ口座、収入の類型及び営利状況等)を、半年ごとに、所在地の省級インターネット情報機関、稅務機関に報告しなければならない。
- (2) 消費者保護。ライブ配信者、ライブサービス機構及びライブ配信プラットフォームは、虚偽の宣伝を行ってはならず、消費者の知る権利と選択する権利を保障し、スピーディかつ有効な苦情、通報及び紛争オンライン解決メカニズムの構築等により、出品者・販売者及び消費者の合法的權益を擁護しなければならない。
- (3) 税金の徴収。ライブ配信に係る税金の徴収管理を規範化する。ライブ配信プラットフォームは源泉徴収義務者として、税金を徴収し、納付しなければならない。

#### 10. 北京市知的財産權保護條例(中国語:北京市知识产权保护条例)

北京市人民代表大会常務委員會 2022年3月31日公布 2022年7月1日施行  
公示サイト:[http://www.bjrd.gov.cn/rdzt/dfxfkg/dfxfg/202204/t20220401\\_2647481.html](http://www.bjrd.gov.cn/rdzt/dfxfkg/dfxfg/202204/t20220401_2647481.html)

2022年3月31日、北京市人民代表大会常務委員會公布了《北京市知识产权保护条例》，自2022年7月1日起施行。主要内容如下：

- (一) 規定強化知识产权行政保护和司法保护，严厉打击恶意侵权、恶意抢注商标的行为。
- (二) 为国家重点发展产业领域、北京市战略性新兴产业领域的专利申请获得快速审查提供支持，强化对传统文化领域和奥林匹克标志的知识产权保护。
- (三) 建立健全知识产权信用评价和失信惩戒机制，依法对知识产权领域严重违法失信行为实施相应管理和惩戒措施。
- (四) 建立知识产权纠纷诉调(诉讼和调解的协作)对接机制，推进知识产权纠纷多元调处及快速解决。

2022年3月31日、北京市人民代表大会常務委員會より「北京市知的財産權保護條例」が公布された。2022年7月1日から施行する。主な内容は以下のとおり。

- (1) 知的財産權に関する行政保護及び司法保護を強化し、悪意のある權利侵害、悪意のある商標冒認出願行為を取締まる。
- (2) 国家重点發展産業、北京市戰略性新興産業等の分野における特許出願は、スピーディな審査が受けられるように支持する。传统文化分野及びオリンピックのエンブレムの知的財産權保護を強化する。
- (3) 健全な知的財産權信用評価及び信用喪失懲戒メカニズムを確立し、知的財産權分野の重大な違法・信用喪失行為に対し、相應の管理及び懲戒措置を実施する。
- (4) 知的財産權紛争の訴調对接(訴訟と調停の連携)メカニズムを確立し、知的財産權紛争の調停処理の多元化及びスピーディな解決を推進する。

#### 11. 中国(北京)自由貿易試驗区條例(中国語:中国(北京)自由贸易试验区条例)

北京市人民代表大会常務委員會 2022年3月31日公布 2022年5月1日施行  
公示サイト:[http://www.bjrd.gov.cn/rdzt/dfxfkg/dfxfg/202204/t20220401\\_2647491.html](http://www.bjrd.gov.cn/rdzt/dfxfkg/dfxfg/202204/t20220401_2647491.html)

2022年3月31日、北京市人民代表大會常務委員會公布了《中國（北京）自由貿易試驗區條例》，自2022年5月1日起施行。

《條例》主要規定了自貿試驗區發展定位、管理體制、投資開放與貿易便利、科技創新、數字經濟發展、金融服務、優勢產業開放、京津冀協同發展、管理創新、人才服務保障等內容。

2022年3月31日、北京市人民代表大會常務委員會より「中國（北京）自由貿易試驗區條例」が公布された。2022年5月1日から施行する。

主に、自由貿易試驗區の發展の方向性、管理體制、投資開放及び貿易利便性、テクノロジーイノベーション、デジタル經濟の發展、金融サービス、優位的産業の開放、京津冀（北京市・天津市・河北省）協同發展、マネジメントイノベーション、人材サービス保障等の内容について定めている。

## 12. 『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈の改正に関する最高人民法院の決定（中国語：最高人民法院關於修改《最高人民法院關於適用〈中華人民共和國民事訴訟法〉的解釋》的決定）

最高人民法院 2022年4月1日公布 2022年4月10日施行

公示サイト：<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-353731.html>

2022年4月1日、最高人民法院發布了關於修改《最高人民法院關於適用〈中華人民共和國民事訴訟法〉的解釋》（以下簡稱“《解釋》”）的決定，自2022年4月10日起施行。

《解釋》的主要修改內容包括簡易程序案件延長審限的相關規定、程序轉換和程序異議的相關規定、採取捎口信、電話、短信、傳真、電子郵件等簡便方式送達訴訟文書的規定、小額訴訟案件的相關規定、司法確認案件共同管轄的相關規定。

2022年4月1日、最高人民法院より、『中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈』の改正に関する決定』が公布され、2022年4月10日に施行された。

今回の改正は主に、簡易手続の適用を受けた事件の審理期間の延長に関する規定、手続の切替え及び手続への異議に関する規定、簡便な方法（口伝え、電話、ショートメッセージ、ファックス、電子メール等）による当事者呼出・証人への通知・訴訟文書の送達に関する規定、小額訴訟事件に関する規定、調停協議の司法確認事件の共同管轄に関する規定が含まれる。

## 「3・15 晚会」と消費者保護

文/鮑榮振

3月の中国は忙しい。毎年、上旬に「两会」(二つの全国会議)——全国人民代表大会(日本の国会に相当)と中国人民政治協商会議(国政への助言機関)が開催される。そして、その後には「3・15 晚会(夕べ)」が控えている。

この「3・15 晚会」とは、CCTV(中国中央テレビ)が世界消費者権利デーの3月15日に毎年放映する特番で、消費者の権利を巡るさまざまなトラブルを取り上げる。

### 放送日、企業側は戦々恐々

「3・15 晚会」では毎年、企業による消費者権利の侵害事案が大々的に暴露される。ショッキングな映像が放送されることも珍しくなく、取り上げられた事案は瞬く間にSNSで拡散し、企業は謝罪を迫られる。同番組は1億人以上が視聴すると言われ、企業も対応を誤れば事業に大きな支障をきたす。

例えば、2016年の同特番では、アップルが中国国内と海外で異なる保証対応を行っているという問題が取り上げられた。放送後、「中国に対する差別だ!」などといった声中国全土で巻き起こり、最終的に同社はCEOが上海まで出向いて公式に謝罪をする羽目になった。

また昨年には、米の住宅設備大手のコラー社やBMW、ファッションブランドのMaxMaraが、系列店舗に顔識別機能を持つカメラを設置し、来店客の顔情報を収集していたとして、また長安フォードと日産インフィニティはトランスミッションに故障が頻発していると報道され、いずれも関係者は対応に追われた。

「3・15 晚会」では、標的となった企業を容赦なく告発する。これまでに、ナイキやマクドナルド、フォルクスワーゲン、スターバックスなどの欧米系企業とともに、日産やニコン、吉野家などの日系企業が取り上げられたこともある。もちろん中国企業も同様だ。

また同番組の放送後には、関係当局が直ちに調査・規制に乗り出すことも多い。このため、日系企業も含め、「今年やり玉に挙げられる企業はどこか」と戦々恐々として3月15日の夜を迎える企業関係者も少なくない。

### 消費者トラブルの現状と特徴

中国で消費者権利の保護について定めた「消費者権益保護法」が施行されたのは1994年。当時は、社会主義市場経済に移行し始めたばかりで、中国経済は未熟で消費者トラブルも複雑なケースは多くなかった。しかし今世紀に入ると、世界貿易機関(WTO)加盟を契機として中国経済は高度成長時代に突入。第1、2次産業に加え、観光や金融、不動産などの第3次産業が発展し、サービス取引を巡る消費者トラブルが大幅に増加。国民所得が向上し、消費習慣や意識の大きな変化もこの流れを後押しした。

例えば昨年上半期、全国の消費者協会に寄せられた苦情は52万1976件に上り、このうち商品に関する苦情は24万756件(46.1%)、サービス関係は25万8915件(49.6%)で、後者がわずかに多かった。

苦情が多い上位 5 項目は、商品では食品、自動車および自動車部品、衣料品、通信関連製品、靴。またサービスではインターネット上の有償サービス、飲食、インターネット接続、研修、美容・理容だった。昨今のインターネット業界の急速発展に伴い、ネット通販が消費の形として普及したことで、関連するトラブルや被害が多くなっていることがうかがえる。

### 「3・15」から 365 日へ

1991 年に放送が始まった「3・15 晚会」は、多くの模倣品や不良品、企業による消費者権利の侵害事案を白日の下にさらし、消費者の権利意識の向上に大きく貢献した。だが、残念ながら報道機関は司法機関ではない。CCTV は報道を通じて世論による監督の役割を発揮し、消費者に注意を喚起するだけだ。当然、消費者権利の保護は、1 年 1 回の 3 月 15 日だけというわけにはいかない。

そこで当局や専門家たちは、長期的かつ効果的な権利保護の仕組み、つまり 3 月 15 日の 1 日だけでなく、365 日、常に消費者の権利を守り続ける体制を長年にわたり模索してきた。

その主な取り組みとして、関連法令の整備が進められ、消費者権利の侵害に対する規制が強化されたことが挙げられる。例えば、過去の『消費者に対する詐欺行為処罰規則』が規制対象としているのは、いくつかの悪質な詐欺行為に対してだけで、その他の多くの一般的な消費者権利の侵害行為については、取り締まりの対象外であった。だが、2015 年のまさに 3 月 15 日に施行された「消費者権益侵害行為処罰規則」では、この空白部分が補われ、広い範囲で消費者権利の侵害行為を規制することが可能となった。

このほか、2009 年 6 月 1 日に施行された「食品安全法」では、損害を受けた消費者が生産者又は販売者に対し、損害賠償の他に、支払い代金の 10 倍の賠償金を請求することができる旨が定められた。また 2013 年に改正された「消費者権益保護法」でも、個人情報の保護やネット通販、公益訴訟、懲罰的賠償など、消費者の権益保護について明確な規定が新たに盛り込まれた。

さらに、2014 年 1 月に最高人民法院(最高裁に相当)が発表した「食品医薬品紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」では、生産者・販売者と消費者間の大きな力の差を是正するため、「知假買假」(偽物と知りながら商品を購入した後、店やメーカーに『消費者権益保護法』に違反するとして損害賠償を求める行為)でさえ容認するなど、消費者側を支持する姿勢を示している。

インターネット業界が急速に発展した今日では、ネット技術と他の産業を結ぶ「インターネット+(プラス)」や人工知能が社会や日常生活に浸透。複雑で難解な新たなタイプのトラブルが次々と生じており、立法・司法の面での対応が急務となっている。関係機関はすでに多方面で対応に乗り出しており、例えば、新たな商慣習である「プリペイド方式(前払い)消費」に的を絞った法律を制定し、昨今問題が頻発している「企業における前払い金の取り扱い」に対する管理を強化している。

また、インターネット分野での不公平なアルゴリズムの活用、ライブコマース、コミュニティー(団地)での共同購入といった問題に対して、個人情報の保護や独占禁止、不正競争防止などの関連法律、基準の制定・改定を通して、新興業態や新技術の応用に対する規制・管理を強化している。

同時に、消費者自身がしっかりと権利保護意識と、生産者・販売者に対する監督意識を持つことも欠かせない。正当な権利を侵害されたときには、勇気を持って法に基づいた権利を主張し、沈黙せず、「いじめられっ子」にならないことこそが、消費者の権利保護が行き届いた社会の実現につながるのである。

——『人民中国』より転載

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口（日本語対応可能）までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)  
パートナー  
直通電話: +86 10 6584 6601  
[liushujun@glo.com.cn](mailto:liushujun@glo.com.cn)



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)  
パートナー  
直通電話: +86 10 6584 6609  
[baorongzhen@glo.com.cn](mailto:baorongzhen@glo.com.cn)

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております（内容は、日本語版ニュースレターのものとは異なります）。ご興味がございましたら、[GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn](mailto:GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn) までお問い合わせいただければ幸いです。

本速報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。